

令和6年度 公立高畠病院医療事故の公表について

公立高畠病院長

公立高畠病院医療事故公表基準（平成20年1月より運用）に基づく、令和6年度に発生した公表すべき医療事故は次のとおりである。

1. 一括公表

区分	件数	代表事例	改善策
レベル 3b	1件	人工透析、抜針後再出血 左シャントの穿刺を失敗したため抜針し、止血バンドを用いて1時間圧迫止血を行った。1時間後、目視で止血を確認し、止血バンドの固定を解除した。解除1時間後に止血部位を観察したところ、再出血しているのを発見する。重量測定し約200mlの出血があった。発見時、軽度の血圧低下はあったが、意識レベルの低下はなし。血圧低下の処置として、透析液温の調整等に対応し、当初の時間通り透析を終了した。	・出血傾向のリスクのある患者に対し、穿刺ミス部位の目視確認の時間を細かく設定し、観察を継続する。 ・スタッフ間で、リスクのある患者の情報共有と、共通認識を持ち業務にあたる。 ・迅速に対応できるよう、定期的に急変時や出血時のロールプレイ研修を実施する。

2. 個別公表

レベル4、レベル5について、該当事例はありません。

【備考】

※患者への影響の大きさに応じて、医療事故レベルを以下のとおり分類する。

区分	内容
レベル3b	濃厚な処置や治療を要した
レベル4	永続的な傷害や後遺症が残存 (有意な機能障害や美容上の問題は伴わない場合、伴う場合の両方を含む)
レベル5	事故により死亡した事例 ※原疾患の自然経過によるものを除く

※原則、以下の基準で公表する。

- 1) レベル3bに相当する医療事故は、一括公表する。
- 2) レベル4～5に相当する医療事故は、原則として個別公表する。